

○議会運営委員長（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、去る十月十一日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、日程でございますが、新たに三件の議案が市長から送付されましたので、日程に追加し、それと担当委員会からの審査報告としました。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付のとおり、審査報告をまず先にお願ひし、その次に新たに提出されました議案の順にお願ひすることにしたしました。

次に、新たに提出されました議案の取り扱ひでございますが、慎重審議の上、即決をお願いすることになりました。

なお、日程第四及び日程第五については、議案が関連をしておりますので、一括上程することに議運としては決定をいたしております。

以上でございますが、臨時会最終日の会議が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。

○議長（森田治男君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事

を進めますので、よろしくお願ひいたします。

P32
P33
ご削除

○議長（森田治男君） この際、理事者より発言取り消しの申し出がありますので、これを許します。

○教育次長（須崎進君） お許しをいただきました。議案第七十五号福生市

一般会計補正予算第五号の小野沢議員さんの御質問に対する答弁の中で、まことに申しわけございませんが、今後の管理運営の件につきましては、現在検討中でございますので、今後議会と御相談申し上げ、方針を決めてまいりたいと思っておりますので、私に御答弁いたしました管理運営に関する体育館職員の問題につきましては、再質疑に対する答弁部分を全面削除していただきます。慎しんでおわびするとともに、削除の方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森田治男君） ただいまの発言のとおり取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○十三番（小野沢久君） 削除につきましては異議があるものではございませんけれども

とも、体育館の管理運営という大変大きな問題でございます。十分に市民サービスができるようにしていただきたいとともに、答弁についてはその場しのぎでなく、十分検討して正確な答弁をしていただくことを要望して終わります。

○議長（森田治男君） 御異議なしと認め、取り消すことに決定いたします。

なお、たゞいまの取り消し発言に関連する小野沢久君の発言については、後刻速記録を調査の上、議長において処置いたします。

○議長（森田治男君） これより日程に入ります。

日程第一議案第七十五号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案については、総務及び建設委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告願います。

（総務委員長 井上寅吉君 登壇）

○総務委員長（井上寅吉君） 御指名がございましてので、議案第七十五号中総務委員会所管分につきまして、委員会における審査の概要を御報

告申し上げます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず、本案審査に伴い議案内容の説明を受け、後、質疑に入りました。委員より、本会議における質疑に対して、運営管理上の問題である職員を新たに採用してというような答弁がされたわけだが、また総務委員会に対して運営について何一つ説明を受けていないが、運営について既に理事者は決定をされている答弁であったが、その点について説明を願いたいとの質疑があり、理事者より大変御面倒をかけたが、去る本会議で申し上げたことは、また私どもの方では固まっているので、議長の方へ発言の訂正方を願ひし、またさらに総務委員会等にもお諮りして、管理運営の方でも決めていきたいとの答弁がなされ、なお委員より、また全体的な青写真が示されてないという点だが、これはいつの時点で示されるのか、また全員協議会にも諮っていかねばならないと思うが、この点はどうかとの質疑に対し、青写真その他についても、まだ設計中の段階であるので、これから着詰まった時点で説明をさせていただきますとの答弁がなされ、さらに委員より、給水管の移設の件で給水管移設というのは、土地の移譲の条件なのかとの質疑に対して、今度代替地として

渡す敷地の真ん中を通っている配水管を道路の方から切り回して家庭菜園用として新たに付けようとする工事であるとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ全議員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

何とぞ当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 次に、建設委員長 木村徳藏君。

（建設委員長 木村徳藏君 登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございまして、議案第七十五号中、歳末予算のうち建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。
（議案審査報告書） 別添参照。

当委員会に付託された部分は土木費ですが、今回の補正は仮称熊川地域体育館建設に関連し、市道一三四号線の一部をその用地として編入することにより、付け替え道路の整備をするための補正であり、その内容は延長四十五メートル、幅員四メートルの舗装、側溝、排水、人孔等四カ所等の工事費、その家屋やブロック等の補償料、土地鑑定料、用地買収費等であるとの理事者側

の説明があり、委員より隅切りについて発言があった後、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告のとおり、御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十五号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、各委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第二陳情第六十一七号商業地域内の住宅建設に関する陳情書を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 木村徳藏君 登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がござりましたので、陳情第六十一七号商業地域内の住宅建設に関する陳情書の審査報告をさせていただきます。（議案審査報告書） 別添参照

本陳情は九月定例会二日目に付託され、三回に渡って審査したわけであり、

まず、九月四日におきましては、当市のような狭い行政区域で活性化を図る上この人口増も論議されておりました。また市の将来展望に立つて考えますと、この地域をこのままの商店街でいいのか、あるいは市の開発指導要綱上の介入と市の考え方について発言もあり、委員より本件は慎重に研究すべきであるとの意見があり、

委員会としては継続と決定した次第であります。引き続き九月二十六日には、都市計画法により、商業や工業の地域指定をし、土地の高度利用上建ぺい率や容積率を緩和すべきであるとか、住環境保全の上から制限を強くすべきだとの意見もあり、開発指導要綱を見直す時期には都市計画審議会で判断することになると思う。法的根拠のないこの指導要綱で陳情の趣旨にとまて介入すべきか非常にむずかしい、このような理事者側の説明もあり、また委員より、商業地域に住宅を建てることを抑止することはむずかしいのではないかと。また、今後陳情者と話し合う必要があるこの意見もあり、本件はさらに継続と決定した次第でございます。

その後、陳情者より内容の一部削除及び訂正願いが提出され、今臨時会において承認されたことは皆さま御承知のとおりであります。続いて十月九日削除及び訂正された内容によって審査したわけですが、委員より市の活性化のため商業地域内の住宅も今後調和を図っていかねばならないと思う。また、理事者より指導要綱第十三条との関係もあるが、各地域の商業地域も条件も違ひ、是体的指導となることむずかしい問題であると思うとの説明もあり、さらに委員より地域指定や指導要綱等のむずかしい問題もあると思うが、このマンション

建設の陳情書との関連もあり、本件は採択願ひとの意見もあり、本陳情書についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく決定した次第であります。何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一―七号について採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって陳情第六十一―七号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（森田治男君） 日程第三 請願第六十一―一号 合成洗剤をなくし安全な石けんの普及を求める請願書を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 木村徳蔵君 登壇）

○建設委員長（木村徳蔵君） 御指名がございましたので、請願第六十一―一号 合成洗剤をなくし安全な石けんの普及を求める請願書の審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、委員から合成洗剤の浄化は時間と経費もかかり、また本市には大きな工場団地はないが、トリハロメタンも十分注意する必要がある、今請願は理解できる、あるいは本件は再度継続研究すべきだとの意見もあり、九月二十六日には継続となった次第であります。

引き続き十月九日午後一時五十五分より審査を行い、前回同様手続上

問題があったと思うことから改めて請願者や紹介議員とも協議し、然るべき処置をとるというところで、いろいろ協議をしてきたわけであり、本請願は採択願いたいとの意見、あるいはこうして問題は広域行政圏の中で取り組んでほしいとの意見もあり、本件についてその後お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択と決定して次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより請願第六十一号について採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって請願第六十一号は委員長長の報告のとおり採択されました。

○議長（森田治男君） この際、日程第四及び日程第五の二案を一括して上程いたします。

日程第四 議案第七十七号 福生市保育所条例の一部を改正する条例、日程第五 議案第七十八号 負担付き贈与の受領についての二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君 登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第七十七号 福生市保育所条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。提案理由としては、市内にある都立保育園の移管を受け入れるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。条例の内容の説明に入る前に、これ

までの経過について概略を申し上げます。

御承知のとおり、東京都におきましては昭和四十五年三月、いまから十六年前都立保育園を市、町に移管する基本方針を定め、要綱をもつて都立保育所所在の市、町の都の協議に入りしました。当時多摩地域には十五カ所の保育園がありましたが、このうち昭和四十五年九月に小平市、次いで四十六年十一月に小金井市が移管を受け入れ、十三園が残ったのであります。その後、昭和五十七年九月第三回東京都議会定例会におきまして、東京都児童福祉施設条例の一部の改正が行われ、都立保育園については所在市、町との協議が整ったところから廃止する規則に委ねて、条例上から十三園を削除いたしました。

以来都は五項目の移管条件を関係市、町に提示し、この条件の下に協議が進められてまいりましたが、当市にとりましてはその条件がなじまないため、本年に至つたわけでございます。この間におきまして、隣接の羽村町並びに武蔵野市は移管を受託し、昨年四月一日からそれぞれ市、町の保育園として衣替えし運営されております。

こうした状況下、本年六月二十日東京都は、これまで市の財政負担増の要因

条件である移管条件の一部を緩和し、公設民営を骨子とした条件を提出してまいりました。青梅市、瑞穂町におきましては、先の九月定例議会におきまして、移管受託しましたことは御案内のとおりでございます。

このような情勢の変化の中で、当市がこのままの状態を続けることは、都立保育園関係者はもとより、市民におかれましては極めて不安定な状況の中で、今後の保育情勢が行われることが危惧され、ここに大局的立場から移管を受け、市の指導のもとに地域のニーズを的確に把握した望ましい保育行政を進めていくことが市民福祉に直結するものであるという判断から、市内の都立二園を受け入れることとした次第でございます。

それでは、条例内容について御説明申し上げます。まず、第三条委任条項を四条といたしまして、三条の次の一条を加えるものでございます。三条といたしましては、管理の委託、移管の条件並びに地方自治法第二百四十四条の二項第三号の公の施設の管理委託の規定に照らし、社会福祉事業法第二十二條の規定に基づき、社会福祉法人、または民法第三十四条の規定に基づき法人に対して管理を委託してまいりたいという考え方でございます。そのような方針の条文をここに挿入いたします次第でございます。

ます。

次に、条例二条によります別表の名称及び位置につきまして、つくし保育園の次に名称といしまして福生保育園、位置福生市大字福生一〇五八番地一一と熊川保育園、福生市大字熊川五九七番地一の二園を加えると同時に、つくし保育園の位置の地番を訂正するものといたします。

また、附則につきましては、本条例の施行期日は昭和六十二年四月一日から施行しようとするものといたします。

慎重審議の上、原案とおり御決定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終らせていただきます。

○議長（森田治男君） 総務部長 浅見裕康君。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第七十八号負担附与贈与の受領につきまして、その提案理由及び内容を説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、都立保育園の移管を受けるにあたりまして、たいまつ福生市保育園条例の一部を改正する条例を上程いたしました。この移

管に際し、東京都から保育園舎等の贈与の申し入れがございました。この贈与の条件といたしまして、今後東京都と福生市において締結いたしますこととなります。建物の贈与契約書の中に、都条例及びそれを受けました東京都公有財産規則の規定に基づきまして契約締結の日から起算して二十年の間、保育所として使用するものと、この用途指定とさらに条件不履行の際における東京都において、一方的な契約の解除の規定が盛り込まれるということになりまして、市は東京都に対して契約に付されました条件に基づきまして、法的な義務を負うということになりますので、地方自治法第九十六条第一項第五十九号の規定に基づきまして、負担附与贈与を受けるため、議会の議決を得べく提案申し上げます。

なお、建物贈与契約の締結は、昭和六十二年四月一日を見込んでおります。

次に議案の内容につきまして説明申し上げます。まず贈与の申込者は東京都でございます。代表東京都知事鈴木俊一でございます。次に、負担附与贈与の対象となりますところの贈与物件は、まず都立福生保育園、内容は建物コナ、リートブロック造平屋建、延床面積三百九十三、九八平方メートル、所在は福生市大字福生一〇五八番地一一でございます。

さらにもう一件、都立熊川保育園でございますが、建物か鉄筋コンクリート造平屋建てでございます。延床面積が三百八十・二八平方メートルということでございます。所在は、福生市大字熊川五九七番地の一となっております。

この建物の贈与の条件といたしまして、先ほど申し上げました地方自治法九十六条の規定のもとに、一応今日の議会に御提案申し上げたものでございまして、契約の日から二十年間、保育所として使用することということ。ただし書きといたしまして、用途変更または廃止についてあらかじめ知事の承認を受けるときには、この限りでなすということに相なっております。さらに贈与の期日でございまして、昭和六十二年四月一日と相なっております。

以上まことに雑駁でございますが、議案第七十八号の説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議をちょうだいしまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑を行います。

○十四番（仲村清信君） たいま提案されております二案につきまして、長い話し合

の経過等があったわけでございすけれども、東京都と今日まで何か二つ移管の問題につきまして具体的に話し合われておる諸条件等がありまして、説明を願っていたと思います。そしてまた、提案されておるこの二案が可決成立したということを前提としたときに、理事者サイドにおいては、この保育行政の充実、こけつたものについてどんな考え方をもつておるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（生子国利君） たいまの御質問にお答え申し上げます。

市はたいまの御質問のような点につきまして十分都とのコンセンサスを行つたわけですが、やはり保育行政のレベルアップという考え方がございます。今後の保育行政につきましての考え方を十分出してあります。したがって、その要項事項として考えらるる点につきまして四つございす。

まず、福生保育園につきましては既に四十二年に建設されました。十九年を経過しているわけですが、これにつきましてまず全面の改築をしていただくということです。それと、先ほどの御質問の中を含めまして申し上げますけれども、やはり今後の保育行政というものにつきましては、ゼロ歳保育という定例化したものの

保育というものが、絶対的に必要だというふうに保育行政では考えられますので、これに基きまして、セロ歳保育も充実していきたいと思います。それから二点目でございますが、福生の保育園につきましても、借地でございます。私有地で二名の方からお借りしているわけです。したがって、これらの今後市が移管された場合における管理上の問題等も考えますと、やはり都におきまして移管までには買収をしていきたいと思います。その後市にお貸ししていただきますという要望が二点でございます。

それから、三点目といたしまして、熊川保育園の建物につきましてもやはりこれは鉄筋コンクリートで四十八年に建てられているものでございますが、その当時のつくり方からいって旧式のような状況でございます。非常に利用に不便を来しております。したがって、これらにつきましても大改修をしていただきますという希望を持っています。

なお、やはり先ほど申しましたように、保育園と同じようにセロ歳保育というものがどうしても必要だというふうに感じられますので、現在行っておりますが、これらにつきましてもさらに充実をするために定員等を配慮していただきます。

また、このようにふうなことをございます。

それから、これらの改修を行うには、当然保育をしなからというところは不可能でございます。したがって、その間における二園の改築、改修においては仮設建物、あらゆる点につきましての経費の負担は全部していただきます。このように強く要望いたします。これを実現方今後進めていきたいと思います。このように考えております。

○十四番（仲村清信君） わかりました。大変財政的に大きな負担を要する問題というふうに考えております。ひとつこれらの要望実現について強い姿勢で臨まれることを期待しております。

それで、ひとつ市長にお尋ねしたいのは、――お尋ねというか決意の問題でございます。市民の保育行政について東京都からいままで行っているこの運営が、これを引き受けたときに、前よりは保育の低下を来すということか絶対はないという確信が、おありかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

○市長（田村匡雄君） 自席でお許しいただきますと思います。

いま仲村議員さんからの御質問でございます。この件につきましては、大変に長いこと皆さんには御心配をおかけしておいたわけでございます。議会の方